

第 4 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 6 年 1 1 月 8 日 (金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐智子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟	1 6 番	遠 藤 秀 生

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 9 番	林 敏 夫	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美智子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛	2 8 番	嶋 田 等
2 9 番	江 口 武	3 0 番	鈴 木 幸 夫
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名中 1 3 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 7 番	寺 島 和 彦	1 8 番	関 根 勝 敏
-------	---------	-------	---------

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 石 原 祐 一 郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）農地法の規定に基づく非農地判断について

（4）生産緑地の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議長 それでは、日程１，議事録署名委員を選任したいと思います，選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

伊藤 透委員，大宮茂男委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程２，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第４調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、橋本委員長よろしくお願いいたします。

橋本委員長 よろしく申し上げます。委員長は初めてですので、お手柔らかによろしくお願いいたします。

農地第４調査会は、去る１０月３１日，１１月１日，令和６年第８回農地調査会を実施いたしました。

今回調査事案である農地法第３条８件，第５条４件，許可を要しない土地の証明願３件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和６年７月に開催された第３６回総会の議案第１号から第２号までの計３件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは、日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、4ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が隣地自己所有地と一体として耕作を行うため、また譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が自宅及び自己所有地の近くで農業経営の拡大のため、また譲渡人は高齢による農業経営の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 高齢による経営規模を縮小したいためとある、この人、幾つの人でしょうか。

橋本委員長 87歳です。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が農業経営の継続のため、また、譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、15ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が隣接する自己所有地と一体として耕作するため、また譲渡人は高齢による経営規模の縮小のため、持分割合4分の1の所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対しては、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。
次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が自宅に隣接する営農地の拡大のため、また譲渡人は居住地が遠方であり、農地の維持管理が困難なため、所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

6 番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 6 番についてご報告します。

調査会資料は、23 ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が農業経営の拡大のため、また譲渡人は譲受人の要望に応えるため、所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6 番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

大宮委員 この●●が譲受人ですよ。農業経営拡大のためということ、経営の実態、会社員になっていますけれども、兼業とかですかね。

橋本委員長 実家が●●なんですよ。そこで親がやっているのを、一応手伝っている形ですね、本人が。

大宮委員 じゃ、兼業という形でいいの。

議長 兼業になりますよね、この●●さんは。

これは家のほうの手伝いをしていくのはしていて、それで、この●●さんが今度はこちらに行く。それに対して何の問題もないということですね。

事務局 そうですね。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

遠藤委員 正社員の人、専業農家のおやじさんが150日、息子の会社員が同じ150日。2日半に1日農家やるんですか、これ。会社員でもって150日農業ができますか。世帯主が150日しかやっていない。

議長 これ、その1日というのは8時間丸々やらなくても1日になるので、会社に行く前に2時間仕事してやれば、問題ないです。

議長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは、6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、27ページからになります。

本件は、●●に在住の譲受人が近隣に所有地があることで耕作がしやすいため、また譲渡人は高齢や人手不足により経営規模を縮小した

いため、所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆，●●の田●●筆及び畑●●筆合計●●
㎡で，●●，●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、7番を承認いたします。
次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 8番についてご報告します。

調査会資料は、32ページからになります。

本件は、●●に所在の譲受人である法人が新規就農として耕作地を求めたため、また譲渡人は農業経営規模の縮小のため、所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断いたしました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作する

ように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8 番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 ●●って特殊なものをやると思うんですけども、出荷先とかはあるのでしょうか。

橋本委員長 水量も少なく、遺伝子操作とか何かちょっと特殊なやつで、多分皆さんが想像されている水耕ともまたちょっと違うようで、無菌状態でやるようなもののようです。海外需要があり、売り先も決まっていて、●●とかだということなんですが、その辺も、パートさんも10名以上初期から使うということで。

成嶋委員 この●●というのは、加工で売るわけですか。それとも、生で売るんですか。卸すところだとか、直売所なのか、そういうところは分かりませんか。

橋本委員長 直売所ではないということです。売り先がもう決まっている。

平川副委員長 ちなみに、このシステムを使うと、普通だと1年かかるものを6か月で出荷に至るそうです。

議長 はい、どうぞ。

村越委員 これはまだ新しいですね。どのぐらい前からやっていますか。分かりますか。1年ぐらいですかね。

橋本委員長 新しいやり方だとは言われました。

平川副委員長 九州，福島，あと，静岡でも今やっているらしいです。

議長 他に，何かありますか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，８番を承認いたします。

議案第１号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございます。

それでは，審議に入ります。

１番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 １番についてご報告します。

調査会資料は，４４ページからになります。

本件は，所有権移転に伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，合計●●㎡です。

申請地は甲種，１種，３種のいずれにも該当しない生産性の低い農

地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は柏市●●で●●を営む法人で、申請地を譲渡人から平成元年より農地法の許可を得ず、車両置場として賃借していましたが、今回土地を購入するに当たり、農地転用の許可を受けていないことが判明したため、本来転用手続を事前に行うべきであります。理由書を添えた追認的申請に至ったものです。

計画内容は、通勤用の乗用車、牽引業務用及び牽引された自動車の保管場所として計●●台の車両置場と、部品等の収納コンテナを●●台設置済みとなっております。

被害防除対策としては、雨水は自然浸透とします。トラブルが発生した場合は、事業者が対処します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、48ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う専用住宅用地への転用許可申請で

す。

申請地は、●●の畑●●筆の一部、●●㎡です。

当該地は第1種農地になり本来は転用不可ですが、農地法施行規則に基づいた住宅建築による不許可の例外事由と判断しました。

申請理由は、譲受人は●●の団地に居住していましたが、このたび第一子が誕生するに当たり、母親である譲渡人から母親の所有する申請地にて、よい環境の下、子育てをしたいと考え、専用住宅を建築するため申請に至ったものです。

計画内容は、建築面積約●●㎡の木造平屋建ての専用住宅1棟を建築します。一部、盛土と切土を行い、緑地を20%設け、芝張りとしています。

被害防除対策としては、雨水は宅内処理します。汚水排水は、合併浄化槽及び蒸発散装置を設置して、宅内処理します。用水については、井戸を掘削して利用します。工事中は仮設のネットフェンス等の設置を行い、歩行者、近隣住民、隣接農地に対し安全対策を行います。施工後は、高低差のある場所には土のうを設置し、同時に土砂等の流出を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

調査結果の説明がございました。

2番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 用水については井戸を掘削して利用するとありますが、この用水というのは飲料水も含まれるんですか。

橋本委員長　そうです。水道来ていないので、はい。

成嶋委員　それで、たいがいのところでは井戸水というのは大腸菌に汚染されていて、飲料水に向かないと思うんですけども、この場合は大丈夫ということですね。

橋本委員長　畑の中にありまして、近隣、隣接に数軒家が同じような形で建っているのです。

成嶋委員　じゃ、これは検査済みということですね。

事務局　井戸に関しては、近隣の住宅が同じような形で、多分井戸を利用して数軒建っているのです、同じような状況だと判断しています。掘削まではしていないと思います。

議長　よろしいですか。

成嶋委員　まあ、そういうことでしたら。

議長　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長　「なし」という声がございましたので、２番を承認いたします。次の審議に入ります。

３番から４番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長　３番及び４番についてご報告します。

調査会資料は、５３ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う車両置場兼資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、計●●㎡です。

当該地は第1種農地になり、本来は転用不可ですが、農地法施行規則に基づいた周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものによる不許可の例外事由と判断しました。

申請理由は、譲受人は●●を営む法人ですが、近隣地に居住する当該法人の社員がその居住地に設置された支店を管理しており、支店の運営に当たり、新たに車両置場兼資材置場として申請地を使用するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、既存の施設からダンプ、ローラー、ブルドーザー、コンボ等の車両や資材の一部を移動させて設置します。出入口はコンクリート舗装とします。

被害防除対策として、雨水は厚さ0.5mの砂利敷きで自然浸透とします。外周を高さ0.4mの鉄板を設置し、高さ1.5mの丸木トラロープで囲い、土砂の流出を防ぎます。トラブルが起きた場合は、事業者が対処いたします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番から4番について何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番から4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番から9番につきましては一体の事業ですので、一括して調査結

果の報告を，橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 5番から9番までについてご報告します。

調査会資料は，58ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定に伴う農地造成の許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆，合計●●㎡です。

当該地は農用地区域となりますが，一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は●●で●●を営んでおり，当該地は水はけが悪く，田として耕作ができる状況ではなく，所有者から土壌改良の依頼があり，農地造成を行うため今回の申請に至ったものです。

計画内容は，現状地盤よりのかさ上げを行い，平均盛土高は1.68mとします。隣接地沿いには，小堤を築堤いたします。埋立て方法は，単純埋立てにより1m覆土します。工事中は，進入路に鉄板を敷き通路としますが，工事完了後には撤去します。農地復元後は，●●の作付けを行います。

被害防除対策としては，雨水は築堤15cmから30cmを設け，自然浸透とします。申請地は，盛土して30度未満の法面を施工します。

安全対策として，工事中は誘導員を配置し，安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番から9番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 譲受人のこの●●ですか，毎月のようにこれ，農地造成出ていると思うんですけども，８月にも出て，今回の１１月総会の間にも２回か３回，毎月出ているような感じですけども，これだけの仕事を全部これ，ちゃんと仕事できるんですか。

橋本委員長 現況を見ている限りでは，埋立ては順調にやっています。

成嶋委員 許可について，３年という期間が長いからあれですけども，要はちゃんと地元で見えないからわからないところです。

橋本委員長 一応３年と書いてあるんですけども，何か地盤が崩れるとか，湿田を埋め立てているので，重機が入った場合に，例えばその下の田んぼに何か悪影響を及ぼした場合の対処として３年を取っているだけで，実際には数か月で施工は終わっています。同じように申請があった●●のところも多分３年で計画は立てていますけれども，もう既に終わっています。

成嶋委員 じゃ，仕事の的には問題ない。

橋本委員長 はい。むしろ早いぐらいに終わっているような状況です。

成嶋委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，５番から９番を承認いたします。

議案第２号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、64ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が令和4年に相続により取得しましたが、平成元年から事務所用地として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として平成16年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断いたしました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、66ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が昭和25年に相続により取得しましたが、昭和22年から住宅の敷地の一部として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の田●●筆及び畑●●筆、計●●㎡です。

なお、立証資料として平成14年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は、69ページからになります。

本件は、●●在住の申請者が令和6年に相続により取得しましたが、昭和54年から住宅の敷地の一部として利用されていた農地を、地目

変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆、計●●㎡です。

なお、立証資料として昭和54年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断いたしました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 どうもありがとうございました。

議案第4号その1につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、除

斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、面積●● m^2 に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年間です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第４号その２の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第２番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は３年です。

計画番号第３番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第４番から第５番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第６番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●● m^2 に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は５年です。

計画番号第７番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は５年です。

計画番号第８番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

計画番号第９番は、●●に在住の農業者が●●の田●●筆、面積●● m^2 に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その２について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その２を承認いたします。

議案第４号その２を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第5号の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第1番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する一般農業法人で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は2年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ありがとうございます。

事務局から補足説明があります。事務局お願いします。

(事務局が補足説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問やご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 この●●さんはどういう作物を耕作しているんですか。

農政課 ●●さんは●●さんという方が代表取締役を務めておりまして、主に畑で●●、●●などの作物を育てています。

議長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

大宮委員 総面積，もう一度教えてもらえますか。

農政課 今回借りる畑の総面積。

大宮委員 そうです。

農政課 2万246㎡です。

大宮委員 ありがとうございます。

議長 そのほかございませんか。

山崎委員 農業経営は何人でやっていらっしゃるんですか。

農政課 主にご家族でされていて、ご家族は5人と、会社のほうの取締役としては3名ですね。あと、常時雇用が2名あります。こちらの方は個人でも申告されているので、そちらは家族5人でつくっていて、そちらとかぶっているんですけれども、会社のほうは3名と常時雇用2名ですね。

議長 よろしいですか。

山崎委員 はい。

議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第５号を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとして賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

それでは議案第５号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労様でした。

（農政課職員退席）

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項について説明）

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

１２月２日月曜日、１２月３日火曜日が調査会で、１２月２日は午前９時から、１２月３日は午後１時からです。場所は、両日ともに分室３の２階、第４会議室です。

担当は、農地第1調査会です。

12月6日金曜日が総会で午後2時から、場所は分室3の2階、第4会議室で行う予定でございます。

これをもちまして、第4回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時15分閉会)